

雨水貯留槽の設置補助

市では、雨水の有効利用及び地下水のかん養を促し、水環境の保全や雨水の流出抑制を図るため、雨水貯留槽の設置費用の一部を補助します。 **補助金**

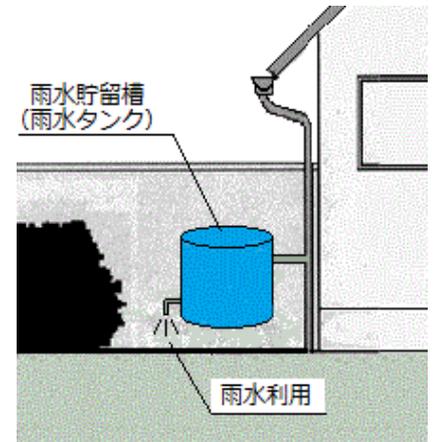
の交付を受けるには、雨水貯留槽の購入前に申請が必要です。

※雨水貯留槽とは、雨どいに接続して雨水をタンクに貯留し、散水、防火用水等に活用する容器をいいます。

補助対象者

市内に既存の戸建て住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅を含む)を所有する個人(共有の住宅においては代表者)。**以下の場合には対象となりません。**

- ・ 売買を目的とした住宅
- ・ 下水道使用料、下水道受益者負担金、市税を滞納している場合
- ・ 供用開始区域で、公共下水道を利用していない場合



補助対象要件

雨水貯留槽の購入、当該住宅の敷地内への設置が、今年度中に完了すること。

補助額

市の予算の範囲内において、雨水貯留槽本体購入価格(設置費及び消費税を含む)の3分の2以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる)で **35,000円を限度**とします。

申請に必要なもの ※雨水貯留槽の購入前に申請が必要です。

申請は、同一の住宅に対して年度内に1回を限度とします。

- ① 雨水貯留槽設置補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 雨水貯留槽の設置に要する見積書等の写し
- ③ 印鑑(朱肉を使うもの)

申請窓口・お問合せ

市役所 2階 1番窓口 下水道課

電話 (042) 563-2111 内線 1231

平日 午前8時30分～午後5時15分

※土、日曜日、祝日、年末年始は除く